

第12回 仙台市いじめ対策等検証専門家会議

日 時：平成30年11月15日（木）18：00～19：40

会 場：市役所本庁舎2階 第4委員会室

出席者：木村民男委員（会長）、氏家靖浩委員（副会長）、庄司智弥委員、高橋興委員、
笛木啓介委員、藤原啓二委員

次 第 1 開会

2 議事

（1）いじめ防止等対策の今後の取組みについて

3 閉会

配布資料 資料1 仙台市いじめ対策等検証専門家会議委員名簿

資料2 最終提言（案）について

1 開 会

2 議 事

○木村会長

初めに、本日の会議の議事録署名委員でございますが、庄司委員にお願いしたいと思
います。

（庄司委員・了）

本日の議事に移りたいと思います。議事は「いじめ防止等対策の今後の取組みにつ
いて」でございます。

前回会議では提言本体の構成に関するご議論をいただきました。項目立てについてはお
示した4つの案のうち、案4により行うという方向性がまとまりました。その上で、項
目立てについての修正や追加のご意見をいただきました。また、最終提言には第一次提言
の内容と対応状況について盛り込む必要があるのではないかとのご意見をいただきまし
た。

本日は委員の皆様からのご意見を踏まえまして提言案を修正いたしました。そして、そ
のまとめの中でまだ前回お示ししておりませんでした、「はじめに」と「おわりに」の
部分も記載いたしました。最終提言案を資料2としてお示ししてございます。資料2に基

づいてご議論をいただきたいと思います。

まずは、資料2について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

(資料2に基づき説明)

○木村会長

「おわりに」について簡単にお話しさせてください。大変苦慮しました。提言内容を実施していく上で大事にしてもらいたいこと、根幹の部分を書いたつもりですが、できるだけこれまでの委員の皆様とのご議論を踏まえて書いたつもりです。紙面の都合もあって舌足らずの部分等々あるかと思いますが、後でご意見をいただきたいと思います。

それでは、最終提言に関しまして委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。幾つかに分けてご意見をいただいていますますが、まず初めに提言本体の部分について伺いたいと思います。次に、記載内容に関連のある「はじめに」と「おわりに」の部分について、次に、第一次提言についてと参考資料の部分について伺っていきたくて思っています。ご意見のある委員にその都度発言していただき、それについてどのようなお考えかということをお他の委員の皆様からもいただきながら進めてまいりたいと思います。

それでは、6ページから14ページまで、先程事務局から説明がございましたが、個々に見ていくのではなくて、全体についてご意見のある方からお話しをいただきたいと思えます。前回、委員の皆様からのご意見をできるだけそこに入れて文言整理あるいは項立ての整理をしたつもりです。

○氏家副会長

2カ所ほどお伺いさせていただきたいと思うのですが、1つは7ページ目の一番下の、「学校以外の居場所や活躍の場も否定してはいけない、学校だけが全てではないことも児童生徒、教職員向けに啓発すること」という表現があります。言わんとするところというのは学校以外に、いい表現か悪い表現かわかりませんが、いわゆる逃げ場があったりすることも悪いことではないということになるのだとは思っています。そういうものを私自身も申し上げてきたつもりでもあるのですが、ここの表現のままだと何か逆に別な意味での違和感が起きるような気がします。学校以外の居場所を活用したり学校以外での活躍をぜひ教員の方は認めてあげてください、認めて学校だけが全てではないということをお児童生徒、教職員に啓発というか、理解を求めるといふ、学校以外の居場所の活用や学校以外での活躍も考慮というか、認めて、学校だけが全てではないということをお児童生徒、教職員

向けに啓発するというような形の表現にさせていただけるといいと思いました。否定してはいけない、という表現はきつい印象がありますので。

もう1つ、これも内容的にはいいのですが、11ページ目の一番下、「いじめが解消したと判断した場合でも、再発する可能性が十分あり得ることに留意し、教職員はその後も丁寧にフォローすること」についてです。前回、高橋委員がおっしゃっていて、私も後でいろいろなものを読み比べてみてなるほどと思った部分なのですが、いじめの認知率は高いかもしれないけれども、いじめの解消率も高いというような形でのおさまりがこの間学校関係の調査の報告で上がっていたということでありましたが、むしろ気をつけなければいけないのは、いじめが解消した後なのだと思うのです。結局いじめが解消したと判断するのは大人なのです。いじめ関係があったようだけれども手打ちをして仲良くなったようだと判断しているのは、大人の認識であり教員側の判断であって、いじめられていた側の方にとっては仲良くなったとはいえ禍根が残っていることは事実なのだと思うのです。

そう考えますと、いじめが解消したと判断した後こそが教員であり学校のほうの十分な、本当に通り一遍のフォローではなく、慎重に対応すべきところになるという表現にさせていただけるといいと思います。

そうすると仕事は無限に広がるのではないかとと言われるかもしれませんが、ただ本当の意味でのいじめ解消というのはここをやらないといけないと思うので、そういった形での文言にさせていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○木村会長

氏家委員から2つご指摘がありました。文言の整理ということで、内容についてはいいのだけれども、7ページの学校以外の居場所や活躍の場も否定してはいけないということではなくて、学校以外の居場所を活用し活躍を認めるというような表現のほうがいいのではないかという意見が出ました。いかがですか。

私もそのほうが表現としていいと思いますが、文言については全体の流れもありますので、考えさせていただきたいと思います。

○笛木委員

私もそれがいいと思います。

○高橋委員

6ページから7ページのところは、文言のことで大変違和感があります。つまり、浸透だとか周知ということを連発しているわけですがけれども、こう言われて教育委員会や学校

が、具体的に何ができるのかと。ただ単に提言しただけに終わりはしないかということ懸念する内容だと思うのです。

それから、今の議論のご意見のあった学校以外の居場所や活躍の場も否定してはいけないというのは、これは教員の発想自体を変えるというようにもっとわかりやすく書くべきだと思うのです。つまり、先生方は、教育は学校で教員がするものという意識が強烈なわけです。それは強い責任感の裏返しでもあるけれども、それが多くの問題を生んでいるということは今や常識だと思うのです。

ですから、このところは非常にわかりにくく、これだと子どもたちが学校だけが居場所だと思っているというように読めてしまうのです。もう少し教職員の発想の転換ということがわかりやすいように、むしろここは先生方が、自分たちだけといった発想を変えて、私が繰り返し申し上げたようにもはや学校だけで解決できる課題というのは極めて少ないので、地域や保護者を含めた地域住民との連携だとか協働とか、そういったことによってしか解決できない教育課題が極めて多くなっているという認識、そういう認識に改めるという意味に明確にとれるように書き改める必要があるのではないかと考えます。

それから、改めて繰り返しますけれども、やはり浸透、周知とこういうふうにも書いても、具体的な政策なり取り組みがイメージできますか。施策ができますか。私は難しいのではないと思うのです。だから、この6、7ページのところは、書くのであれば取り組み可能な現実味のあるようなことを私は盛り込みたいという気持ちが非常に強いです。

○木村会長

まず初めに、7ページのところなのですが、今の高橋委員のお話も含めて適切な表現を検討させてください。そうすると、あわせて10ページのところも変わってくるかと思えます。

高橋委員のもう1つの意見についてはこの次にちょっと今議論したいと思いますが、氏家委員からあった11ページの一番下、フォローするということは大事なのですが、丁寧というよりももっと真剣にというか、そういう文言にすべきでないかと。いじめが解消した後こそ大事だという意見だったですね。そのことについて委員の皆さん、いかがですか。

○庄司委員

氏家委員がおっしゃるとおりだと思います。実際重大事態になっている案件でも、いじめについて学校のほうで指導したということで一安心という形になってしまっている案件は非常に多いはずなので、再発する可能性ということも含めてきちんとフォローをしても

らうことも含めて対応なのだという、その部分を明確にするのがいいと思います。

○藤原委員

私もここは非常に大事なところだと思います。それと、前から話しているように教職員皆さん方の連携です。そこも忘れないようにといった意味もあると思いますので、その方向でいいと思います。

○木村会長

確かに私の経験でも、いじめというのは簡単になくならず、その後も尾を引く場合のほうが多いと思います。それを「丁寧に」という言葉だけではなくて、もっと真剣にどうか、もっと重い言葉の表現を検討させてください。

それから、今高橋委員からあった6ページからの提言の内容について重いご発言があったのですが、具体性が見えないのではないかという意見がありました。これまでも議論を重ねてきたのですが、今回は最終ということで体裁の形のご議論をいただきたいと思っているのですが、今の高橋委員のご意見に対して意見ございませんでしょうか。

○庄司委員

おっしゃるとおりだと思います。具体性がないとまでは言いませんけれども、やはり見えづらいという部分があると考えまして、前回の会議のときにも申し上げたと思うのです。

ただ、会長のほうで実際の政策の幅の関係もあるので、その部分を残しておく必要があるのではないかというお話があったので、その具体性の部分と政策としての幅の部分というものの両立をどのように図るかというところだと思うのですが、私としても全体的にやや具体性が足りな過ぎるかという印象は持っています。

○笛木委員

しかし、具体性を持って書くことはなかなか難しいと思うのですけれども、「こういうことをやろう」とすぐ思えるような書きぶりが全部ではなくてもいいと思います。

もう1つお話しさせていただくと、11ページの学校における対応の上から4番目、「管理職は、教職員相互のコミュニケーションが図られるよう留意し、いじめ事案に対して組織的に対応するよう努めること」は、何となく弱い感じがするのです。組織的にやらなければだめなのだということ、組織的にできなかったのが今までいろいろなことが起きてしまったのだという話を、学校に向けて言っていかなければいけないと思います。だから、そこはもう少し強い表現にならないのかという気がしますし、5番目、「児童生徒の指導に当たって、必要な場面では管理職も適切に対応すること」は、もっと手前のところか

ら管理職も積極的に対応に加わりなさいと、学校に対してもう少し強く促すというか、具体的にこうやらなければだめですと言い切るぐらいの言い方をしてもいいと思うのです。

○木村会長

この中に盛り込んでいる文言は、委員から出た言葉をできるだけ忠実に記載しているつもりですが、全体を見ても部分的でもいいからもう少し具体的に強く言う部分もあってもいいのではないかというご意見でした。

○氏家副会長

クラスの中だけで起きたことであっても、対応を担当や副担任だけで対応困難だからという事態になっているでしょうから、この場合は学年全体であるとか管理職の方も含めてですし、いじめ対策専任教諭も児童支援教諭も含めてのかかわりが必要なのであるというところは具体的に書くべきであり、なおかつ後出しになるよりは積極的な関与という文言にさせていただいて、11ページの学校における対応の4番目、5番目のところは、どちらに支持を置くかはあれですけれども、具体的にかかわる教員のことであるとか、このようにすることというふうにしてもらっていいのかというふうに思います。

○藤原委員

私も高橋委員と同様で、この後に市のほうで具体的に進めるに当たって、この12回の会議を引っくり返せばそれぞれ出てくるとは思うのですが、やはり一目で見てわからないといけなく、周知もしなければならぬのです。そういったところはもう少し具体的などころを入れないとわかりにくいかと思います。

啓発だとか浸透だとか、そういった言葉だけが強調されているような気がして、肝心の中身が少し薄いという印象を持っていましたので、氏家委員の意見と同一です。

○木村会長

行政のほうで施策に生かすためにはある程度抽象的な部分が出ててもやむを得ないのかと思っていたのですが、全体を見ると、具体的な強さがないという感じも受けるかもしれません。

文言の整理ということで、例えば11ページの笹木委員からあった11ページの第3節の1の4、5番目の項目は、もっとしっかり取り組んでほしいという文言に変えていくという検討でよろしいでしょうか。

そのほかあれば具体的にこのここをこのような方向でということを出していただきたいのですが。

○笛木委員

10ページの6、保護者、地域、市民全体への周知啓発の一番下、「体罰は絶対にダメというのは学校のみならず」の文なのですけれども、体罰は絶対にだめだぞと学校ではそう言っていますと。それに対して家庭内のほうに行くと「体罰や不適切な指導はいけないこと」とあり、弱いと感ずます。家庭内でも絶対だめだと思ふのです。だから、そのところをやはり家庭にも地域にも強く働きかけていくというぐらゐの表現があつてもいいと思ひます。

○木村会長

文言についてもう少し検討してみたいと思ひます。

○高橋委員

9ページの4、市長部局の連携体制の、1つ目の項目に「現に悩みや苦しみを抱えている子どもを現実的に救う」とありますが、現実的に救うとはどういふ意味ですか。

○木村会長

委員の皆様から出された意見を事務局のほうでまとめたと思ふのですが。

○高橋委員

表現として少しおかしいかと思ひます。

それから。9ページの5、保護者や地域との連携といふのは、私がこだわりを持っているところなのですけれども、1つ目の項目「学校と地域の双方向性を重視した関係の構築のため、コミュニティ・スクール制度の導入に向け、検討を進めること」については、導入に向けて検討を進めるということをもう少し踏み込んで書くべきではないかと繰り返しているわけなのですけれども、なぜ書けないのでしょうか。検討を進めてもう数カ月経っているわけですが、なぜこの時点になつてもなお書けないのか、私は本当に非常に不満です。こういうことを繰り返して、表現を取り繕つていつても私は前に進まないと思ひます。今、どこが引かかつて前向きなことが書けないのか、進んでいないのか、あるいはどこが今論点になつているのか。先程から言つていますように、もはや学校だけの力で解決できないといふのは多くの人々の共通の認識になつていると思ふのです。ですから、学校と地域社会、保護者との幅広い協働といふことによつて、いじめを含めた学校が抱える多くの課題を解決しようといふ制度だと思ふのです。なぜこれを明確に書けないのか。私はぜひここを書いてほしいと思ひています。

それに関連するところなのですけれども、同じ9ページの5、2つ目の項目の「学校・保護

者・地域のいじめ防止に関する意見交換など、保護者や地域住民の理解に繋がる取り組みを、拡充しつつ、継続して実施すること」と書いてあるのですけれども、これも関連するところですが、一体何をやっていて、何を拡充すると言っているのかということ、現状からすれば判断に迷う部分があるのではないのかと思うのです。

○木村会長

3点ございました。9ページの4、市長部局の連携体制の1つ目、現実的に救う、はわかりにくいのでもう少しわかりやすい文言にすべきだと。

それから、同じく9ページの5、保護者や地域との連携、コミュニティ・スクールの導入については、もっとスピード感を持って踏み込んで書くべきでないかということ。

それから、3つ目はその下の意見交換のところですが、取り組みを拡充しつつ継続することについては、もっとわかりやすい表現にすべきということで、これもあわせて検討させてください。

○庄司委員

高橋委員からお話があった最初のこと、「悩みや苦しみを抱えている子どもを現実的に救う」の部分は、いじめを受けて、あるいは体罰や虐待であったりするかもしれませんが、つらい思いをしている子どもたちをどう助けていくのかということ、考えないといけないという話を何回かさせていただいたつもりでいるので、恐らくそれを拾ったのだろうと思います。この部分は本来的には12ページの3、市長部局の支援の一番下、「学校、教育委員会以外に、個別事案に関する調査・調整権限等を有する第三者機関等を設置することについて、検討を進めること」と書いていますけれども、要するに子どもたちがSOSを上げたときに、いじめであったら子どもたち同士、体罰であったら親や学校ということになると思うのですけれども、誰かと子どもとのトラブルについて、そこにきちんと中立の立場の人が介入して行って、それぞれから事情をきちんと聞いて、その人間関係を調整してくれる機関をつくらないと、子どもたちは誰にSOSを出せばいいのかということなのです。そこをきちんとやるのは市の責任ではありませんかということ、再三申し上げていたところです。

となると、結局9ページの4の一番上も12ページの3の一番上も一番下も同じことを言っているだけということになるので、これが私の発言を拾ったものだとなれば、まさに調査・調整の権限を持った第三者機関の設定ということを進めてくださいというのが一番大事なところだと思います。その辺の表現の強さについては、高橋委員のコミュニティ・ス

クールと同様の表現になっているので、同じように急いでやってもらったほうがいいと思います。

○木村会長

そうすると、9ページの4の1つめの項目と、12ページの3の1つ目の項目の文言はどういう方向で変えればいいですか。

○庄司委員

私が発言したものを拾っているのであれば、12ページの3の1つ目は削除してもいいとは思いますが。12ページの上のものがある、きちんと助けなければいけないので第三者機関をきちんとつくってくださいという話になるので、1つ目と一番下のものは同じことを言っていると思います。

一方で9ページの4、市長部局の連携体制について言うと、これは未然防止に関することということなので、子どもたちが悩みや苦しみを抱えているときに、市長部局のほうにもSOSを出せるようにするという流れに読めるかとは思っています。

要するに、学校や教育委員会というのは、実際にその学校にいる子どもと保護者にしてみれば言いづらいというところがあるのかもしれないので、それとは独立した立場にある市長部局のほうに話を聞いてもらうということができるようにするというのはあり得るのかと思います。そのような表現に直してみるのであれば、ここに残すこともあり得るのかと思います。

○木村会長

9ページの4、市長部局の連携体制、ここの文言修正、要するに最後は12ページの3、市長部局の支援の5つ目、第三者機関につながっていくのだと。そういう文言に直せばそのページの一番上の項目も生きるのではないかというふうなご意見でした。

○高橋委員

今の庄司委員のお話だと、現実的に救うという言葉は変えたほうがいいように思います。庄司委員のお考えに合致するかどうかかわからないのですが、着実に支援する、助ける、救うとか、そういうような表現になるのかと思います。

○木村会長

現実的にというふうな文言の修正も含めてここを修正していくと。

○高橋委員

9ページの4の一番下の項目、「市長部局の専門機関に教員が配置されていることにつ

いて、教職員に周知するとともに、市長部局の専門機関と学校との橋渡し役としての重要性も学校現場に浸透させること」について、学校との橋渡し役としての重要性を学校現場に浸透させることというのは、意図が伝わらないのではないかと思います。こういう役割を持っているのだから、あるいはそういうために配置したのだから学校現場でもっと活用してくださいよという意図で、そういうことがすぐ理解されるように書かなければいけないのではないかと思います。

○氏家副会長

ここの教員というのは行政教員の扱いだと思います。学校で仮に子ども本人なり親御さんが、いじめのようなことが起きている、あるいは先生が余りいい指導ができていないよというときに、学校に異議申し立てができるかという、なかなかできないのではないかと思います。そのとき市長部局であり、あるいは学校をさらにバックアップするなり並走してくれるところにSOSを求めるという流れがあることによって、学校のほうからもそこへの相談というものができると思いますから、多分浸透ではなく、きちんと活用してほしいというような表現になるのかと思います。

○木村会長

高橋委員と氏家委員から9ページの4、市長部局の連携体制の4つ目は、もっと活用するという一歩踏み込んだ表現にすべきでないかというふうなご意見でした。

では、次に行ってよろしいでしょうか。

それでは、次の「はじめに」と「おわりに」ですが、まず「はじめに」のほうについて、これについてご意見をいただきたいと思います。

○庄司委員

これは当会議で作成する前提だと思うので、そうすると2段落目の「具体の施策に反映させることができました」については、施策に反映したのは当会議ではないと思うので、ここの表現はご一考いただければと思います。

もう1つ、その次の行なのですが、「これまでの議論の集大成として」と書かれているのですが、集大成と言っていいのかというところに違和感がありました。会長も再三時間が足りないというお話をされていましたが、高橋委員が最初からおっしゃっていた検証の部分は結局時間の関係もあってできなかったと。今回のお話もやはり具体性のところについてどこまで書くかというところも問題があるという話を聞いていると、やはり集大成と言うには少しはばかれると思います。単純にこれまでの議論のまとめとしてというぐら

いにとどめても全然問題ないと思いました。

○木村会長

この提言は我々委員が出すもので、反映させることができましたという文言はおかしいのではないかと、それからもう1つ、その下の段落の集大成は、もっとやわらかい表現でいいのではないかと、そのような方向で委員の皆さんよろしいですね。

○笛木委員

先程の中身の話にもつながるのですけれども、下から3行目にできるだけ具体的に記述しますと書いてありますから、具体的な記述が出てこないと整合性がとれなくなってしまうので、そこのところはお願いしたいと思います。

○木村会長

この「はじめに」というところ、できるだけ具体にという部分があるので、全部でなくても必要な箇所については具体的に書くべきだろう。先程委員さん方から多くのご指摘をいただきました部分を検討させていただきたいと思います。

それでは、「おわりに」の部分をお開きいただきたいと思います。15ページでございます。これについて委員の皆さんからご意見をいただいきたいと思います。

○氏家副会長

はじめにとは違って、ここはある意味でこの会議で話した内容であり、根拠であるとかよりも、思いとしてぶつけていただけている部分なので、いいのかと思います。今日改めて議論していてつくづく思うのですけれども、学校はもう学校だけで成り立つ時代ではないと思い、そこがコミュニティ・スクールも1つだと思えますし、教育や学校の問題は、我が子がいるいないにかかわらず地域の問題であるという捉えられ方になるというニュアンスが、全般に盛り込まれているのでいいのかと思います。

むしろ学校だけで解決しようとか、学校の先生の感覚がまあこんなものとか思っていたのが体罰であったり、あるいはいじめ事象を見逃していたのかもしれないので、やはり学校だけで解決できる時代ではないということが含まれていますから、よろしいのかとは思っています。

○庄司委員

会長のお気持ちというところなので余り中身に踏み込まないほうがとは思ったのですが、3点、趣旨がわかりづらくなってしまっていると思います。

5行目、「価値観の相違による対立やいじめが発生しやすい環境」となっているのです

が、その前の部分が「集団生活の中で切磋琢磨しながら成長していく場です」というところで、集団生活を前提にしているので価値観の相違による対立が発生しやすいというふうな話と、だからといっていじめが発生しやすいという話にストレートにつながらなくて、何かここにいじめが入ってくるのはちょっと少し違和感がありました。

2つ目が、8行目、「自分の学校からいじめや暴力は出さないという強い決意」と書いているのですが、学校の先生方にいじめを出さないということを言ってしまうと、いじめを認めないという方向になってしまうのではないかという気がします。どちらかというといじめを見逃さないというのが大事なのだろうと思います。

3点目が、次の段落、いじめを受けている子どもを全力で守っていくことは大切です「が」となっていますが、その後続く内容は逆説ではないので、「が」ではなくうまくつないでいただければと思います。

○木村会長

今のご指摘を踏まえて検討させていただいてよろしいですか。ありがとうございます。

それでは次、第一次提言について、2、3、4、5ページですが、これについてご意見をいただきたいと思います。

これまでの取り組みをわかりやすいように2～3ページにまとめ、次の4～5ページでそれに基づいて30年度予算で対応したことを載せました。前回の委員の皆様から第一次提言をどう踏まえてこの提言に持ってきたのかということわかりやすい内容にしなければならぬというご意見を踏まえてこのような形にしました。

○庄司委員

体裁はいいと思うのですが、中身について違和感があるというところまで言っていないですか。

○木村会長

よろしいと思います。あるいはこれ足りないのではないかというふうな、表現が足りないのではないかということもあつたらご意見いただきたいと思います。

○庄司委員

5ページの第4の1、教員が児童生徒と向き合える時間の確保のところに、部活動指導員を市内数校に配置と書かれていますが、数字が書かれていません。ほかの部分は具体的に数字が書かれているので、少し違和感がありました。

○木村会長

事務局にお尋ねします。市内数校に配置とありますが、ここ数値を入れたほうがいいのではないかという話ですが、そのような形でよろしいですか。

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

確認して、把握できましたらば反映いたします。

○木村会長

ここも数値を入れるということで、そのほかございませんでしょうか。

私のほうからですが、4ページの2、学校の体制強化等、ここの拡充のところスクールソーシャルワーカーを5名から7名に増員と書いてありますが、次のスクールカウンセラーは3名増員と書いてあります。ここも、何名から何名に3名増員したのかということがわかるといいかと思しますので、これも確認していただきたいと思います。

○庄司委員

スクールロイヤー、5ページの第3のスクールロイヤー等による学校支援の部分なのですが、事案発生時の対応に関するこの部分にかかわるのだろうと思うのですが、この記載だと学校からの相談対応と弁護士による学校訪問の各事業に当たる弁護士と、いじめ予防授業のモデルと教職員向けということの校内研修会と書いているのですけれども、この内容だとすると専ら学校の体制強化、つまり4ページの第1の2の項の内容に近いのではないかという気がします。

もともと第一次提言で、確かに事案発生時の対応に関することで弁護士の活用というものが入っているので、ここに書かれたのはわかるのですが、これをどう位置づけるかというところで、当会議としてこのスクールロイヤーを実現したということで書くのであれば確かにここでいいのだろうと思うのですが、実際の意味としては学校の体制強化のほうに近いと感じましたので、いかがでしょうかというご相談です。

○木村会長

事案が発生してからではなくて、その前の学校の体制強化の部分に入れてもいいのではないかと。この辺も検討させていただいてよろしいですか。

○氏家副会長

5ページ目の第2、いじめの早期発見に関するこのところにSNS活用いじめ相談がありますが、これは多分一般的な市民の方でこれを耳にした方はよくここまで踏み込んだと感じる部分があったり、ここまでしないとだめなのかという話を聞いたりもする部分があります。表記はこれでも構わないわけですが、ゼロから事業自体が立ち上がった

わけですし、0件がプラスになるわけだと思うので、実質的にどういったものがあったのか、質的なものまでいずれは踏み込みたいところではあります。

要するに、ゼロからプラスの事業を立ち上げたことによって、これまで見えなかったものが見えてくる可能性もあるわけですから、もちろん今この場でなくて結構なのですけれども、可能ならば数値や中身のほうも、それは何もかもつまびらかにせよというものではないですけれども、少し詳細な検討も必要ですが、それがもし活用できるのであればよそ様にも使ってもらっていい方法論だと思います。以前いわゆるNPO法人がやったチャイルドラインは、虐待発見等にかかわるものですが、行政の方がある程度使えるというのがわかって、それを行政が全部最後までやるのではなくて、同じことをやっている市民団体の方に移行してもらってもいいようなことじゃないかと思うのです。

そう考えたときに、行政評価のいろいろな考え方はあるでしょうけれども、ゼロから立ち上がったものとして、SNS活用いじめ相談は、表記はこれでいいわけですが、後日の段階ではもう少し詳細なデータも求めたいという気がいたします。

○庄司委員

この場にもし間に合わないのであればここでは急がなくてよくて、後日でももちろん構わないですけれども、こういうものがあると根拠は増すのかと思います。

○木村会長

事務局、ここに入れるということは可能でしょうか。

○事務局（いじめ対策推進担当課長）

今年始めたもので、年度途中でありますので、実績を掲載することが難しいのが正直なところです。

○木村会長

そのほかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の参考資料、お聞きください。参考資料p1からp16までありますが、全体でご意見をいただいきたいと思います。

事務局からも説明がありましたが、参考資料2では第一次提言までの主な取り組み状況と委員からの主な評価意見と、そして、7ページからは第一次提言以降の委員からの主な評価意見等の大きく2つになっております。

よろしいですか。ありがとうございました。

今日の議論についてはこれで終了ですが、多くのご意見が出されましたので、そのご意

見を踏まえて修正したいと思います。ただ、11月中に市長に提言するという事で、もう1回会議を開いてということにはちょっと無理なので、私の責任校正ということでやらせていただいてよろしいでしょうか。そして、できたら完成版を事務局より委員の皆様にお送り申し上げたいと思うのですが、そのような手順でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○笛木委員

言い残したことがあって、いいですか。内容のところに戻るのですけれども、13ページの1、教員が児童生徒と十分に向き合うことができるための1つ目について、「教員の多忙化解消のための取り組みをさらに前進させること。あわせて、教員の負担感や多忙感の分析を行い、軽減策を検討すること」とあるのですけれども、これは、負担感や多忙感の分析を行って過度の負担があるのであったら軽減してくださいという話のほうがいいような気がします。次の項目も教員の負担を軽減するためにとあるのですけれども、ここも教員の過度の負担を軽減するためにとして、過度に負担しているのであったらそれはやはり軽減してあげないとなかなか余裕もないということだということで、そこを入れておいたほうがいいと思います。

○木村会長

笛木委員から内容に戻りまして13ページの1の1つ目、負担感には過度なという言葉をつけたほうがいいのではないかという意見。これについて委員さん、よろしいですか。その次の項目も含めて検討させていただいてよろしいですか。

○庄司委員

笛木委員のお話を聞いていて、最初に読んだときは余り感じていなかったのですけれども、負担感や多忙感というのは感覚であり、感覚は人それぞれで、その感覚の原因を分析して、その感覚の軽減策を検討するというのは違和感があります。

○笛木委員

1つ目の項目は、過度な負担があったら軽減策を検討すること、その軽減策というのは次の項目の外部の機関や専門職を積極的に活用するなど、教員に対するサポート体制のさらなる充実を図ることというのが、方法ということになっているのではないかと思うのですけれども。

○庄司委員

1つ目と2つ目がばらばらになっているのが違和感の原因かとも思います。

○笛木委員

今のお話しだと、1つ目と2つ目をくっつけてしまってもいいのかもしれないですね。

○木村会長

それも含めて検討させてください。1番と2番を一緒にしてもいいのではないかと。文言整理。委員さん方から出たものをできるだけ忠実に載せているので、若干の違いも二重になって載っている部分もあります。それを、これは一緒にしたほうがいいのではないかという意見なのですが、この辺も検討させていただきたいと思います。

そのほかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

再度お話ししますが、今委員さん方からいただいたご意見を踏まえて、修正すべき箇所は修正し、提言としていきたいと思います。私の責任校正ということでご了解を得ましたが、提言の完成版については事務局より委員の皆様にお送りしたいと思います。

この提言につきましては検討依頼への回答といたしまして、今月中に郡市長に直接お話をさせていただき、お渡ししたいと考えています。そちらの対応についても私にご一任いただいてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。特に12回にわたって委員の皆様から真剣なご議論をいただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

事務局へマイクをお返しします。

○事務局

皆さん、どうもありがとうございました。本日は最終案についてご議論いただきまして、特段のことがなければ今回が最後の会議となりますので、皆様から一言ずつ頂戴できればと存じます。氏家副会長より順にいただきまして、最後に会長からお願いしたいと存じます。氏家副会長、お願いいたします。

○氏家副会長

まずはどうもお疲れさまでございました。

大学の講義で教育相談という科目を受け持っていて、その講義の冒頭のところで結構丁寧にするのが、この国は「このままじゃ生き地獄だよ」という声を残して自殺された方がおられたことです。あの方の件以降で結構教育相談の科目とかが手厚くなってきて、その後マットにくるめられて生徒が亡くなってしまような事件が学校であって、中部地区のある県でやはりいじめのことがあって、さらにその後、教職科目としての教育相談というものがどんどん手厚くなってきているにもかかわらず、やはりこうやっていじめであると

か体罰というものが続いていることをどう思うかみたいなことを講義の15回なり30回やるうちの最初のほうでかなり丁寧にやっているつもりです。それを話している私が住んでいる仙台で今回こういうことが起きてしまって、それで今度私自身がよそに行ったときに「お前は教育相談とかをやっている人間なのだろう」と、「仙台は何をやっているのだ」と多くの方々から言われたのが本当に忸怩たる思いです。そんな折、この会議にまぜていただいて、少しでも何か役割が果たせたら、と思いました。

恐らく今後もいじめや体罰がゼロになることというのはないのだと思いますけれども、なんとかしなければなりません。大変な思いをしているときに大変だとやはり声が出せる社会が健全なのだと思うのです。大変な状況ですら大変だと思えなくなっているときは世の中全体がおかしくなっていると思いますし、大変だということを言えない町は、おかしなまちです。だとすればちょっと前の仙台はやはりおかしかったのだと言わざるを得ないのです。

ですから、子どもたちには、ゆとりを持ってほしいですし、助けてと言ってほしいと思いますし、翻って考えれば我々もですよね。我々がだからやはり察知できなかったわけですから、自ら命を絶つ方がいるときは一番恐れなければいけないのは何なのかというと、多分連鎖なのだと思います。

これまで自分自身は精神科の病院とか救急センター関連の仕事をさせてもらうときにさんざん言われて、それが3件も続いてしまったということはやはり私らは本当に反省しなければ、市民としてもこのまちで働いている者としても反省しなければいけないものがあって、この今回の提言でもし同じような思いにいる子どもたちが助けてもらえるという、絶望感からちょっとでも光が差し込むような形のまちにしたいなと思いますし、そのために大人も少しゆとりを持って、我々自身もゆとりを持って、ほかの人にちょっとちょっかい出せるような形だといいいのかということ今回議論しながら、あらためてつくづく思った次第です。

仙台に住んで仙台で働いている者として、遠方からおいでの委員の皆様にも、どうもお疲れさまでございましたと、私からも言わせていただきたいと思います。

○庄司委員

どうもお疲れさまでございました。

やはり弁護士の立場でありますと、やはりどうしても保護者の方からということが多いわけですが、いじめだとか、あるいは体罰だというふうな形で相談にいらっしゃる、

あるいは相談の電話がかかってくる、さらには依頼を受けるということが決して少なくはありません。

そうすると、保護者の方にしても、子どもさんにすればもっとだと思えるのですけれども、弁護士のところへ相談に来るといのはよほどのことだろうというふうに思います。そう考えると、やはりつらい状況になったときに、その状況をつくっている環境をきちんと直していくということができるよう体制というもの、学校であったり、あるいは市全体としてちゃんとつくっていただくところが大事なのかというふうに思います。

弁護士の立場で言うのもどうなのかという話ではあるのですけれども、例えば裁判とかでお金の話にしたところで、つらさを生み出している環境そのものが変わるわけでは全くないです。事後的な救済になればいいかというところですので、生活の場が何とか修正ができる体制というものをつくって、体制、システムとしてきちんとつくっていただくことが大切なのかというふうに思いました。

あとはもう、本当に子どもたちがつらいことが全くないというのはそれはそれでおかしいと思いますので、つらいときに声を上げられるというのは、まさに氏家委員からもお話があったところだと思いますので、そういう状況ができればいいなというふうに思っております。

皆様、お疲れさまでございました。

○藤原委員

12回にわたって本当にお世話になりました。ありがとうございました。お疲れさまでした。

私のほうから人権という立場で参加させていただきまして、やはり私も現場で相談とか、そういったものを聞いていまして、やはり子どもさんが学校に行きたいのだけれども行けないというお子さんが増えていると。

そういったお子さんのために、勉強したいのだという最低限の、日本国憲法で決められている義務教育を受けたいのだというのに行けない、いろいろな事情があつて行けない。そういったものをこの会議の中でいろいろな角度からお話を聞かせていただいてすごく勉強になりましたし、また、ここで議論をしたことを、きょうでき上がったものを見ますとやはり教育委員会とか校長先生に対する宿題というか、そういったものがすごく多いなと。

これをやはり大人としても真剣に考えた結果がこういったものだというのを、やはり

子どもたちにも伝えてもらいたいですし、しっかりしたフォローを行政としてやっていた
だきたいなという思いもありますし、やはりこのきっかけとなったことは、やはり若い命
を落としているというのが全国各地でもありますんで、そういった子どもさんたちの居場
所確保、そういったものをやはり社会全体で支えていく必要があると改めて感じました。

やはり悲惨なことが起きないように今後も私は人権という立場でかかわっていきたく
いというふうに思っていますので、この会議で得た知識を生かしていきたいなというふう
に思っています。

本当にありがとうございました。

○笹木委員

どうも12回にわたりいろいろ勉強させていただきまして、本当にありがとうございました。
た。

全日本中学校長会ですけれども、全日中のほうに仙台市から依頼を受けて、その当時の
会長から私が生徒指導部長という立場だったので君だよねと言われたときには、9月頃始
まりましたよね。それで、1月頃には終わるみたいだからと初め言われて、4回ぐらいで
終わるらしいよと言われたのですけれども、ここで委嘱状をいただいたら2年間と書いて
あったので「うーん」と思ったのですが、本当に立場の違ういろいろな方のお話をお聞き
しながら本当に勉強になった思いでございます。

最近、学校に勤めていてつくづく思うのは、学校は学校でそれなりに一生懸命やっ
てるつもりなのですが、それでも抜けるところは抜けてしまうし、それをやはり見直
し、見直しをしながら補完していかなければいけないのだろうというふうに思うのですが、
直接の相手は子どもですけれども、子どもの後ろに保護者の方がいらっしゃるって、保護者
の方の勘違いというか、私たちはお客様だから学校には何でも要求していいし、学校は何
でも私たちの要求を受け入れてくださいと、そういう感覚って最近物すごく強いなという、
そういう気がするのです。

もともと学校の教員、校長をやっていて、保護者の方との関係というのは相互委託契約
だというふうに私は思っているのですけれども、保護者は自分の子どもについて例えば基
本的な生活習慣であるとか、それからしつけであるとか、そこのところをしっかりとって
学校に送り出しますよと。だから、それを受けて学校では安心・安全というところを一番
のベースにしながら、例えば勉強もさせるし、行事なんかで感動体験みたいなこともしっ
かり体験させていきますし、部活にも一生懸命というような、子どもを学校で育てますよ

と。

お互いの協力でやるという相互委託契約だろうなというふうに思っている私の感覚がなかなか覆されるというか、そういう関係の方が多くて、そこら辺どうしていったものだろうかと思っているのですけれども、そのときにやはり話にたくさん出てきたコミュニティ・スクール、学校にかかわる大人の全力投球、みんなで協力して全力投球で、お互いに責任を持ちながら子どもたちの健やかな育ちを見ていくという、そのコミュニティ・スクールの形というのがやはりとても大事なのだろうというふうに思うのです。ぜひ仙台市でも本腰を入れてそこら辺のところを実現をしていただけると、今後ますますいい形に進んでいくのかと。

去年話をして、予算に反映しているいろいろなことが実現していますよね。物すごく早いなという、そういう気はするのです。何か中二まで35人学級すぐなくなってしまったし、そこら辺のところでは仙台市の本気さというところもある面では物すごく感じる場所もございましたので、ぜひ今後も皆さんのお力で仙台市の子どもたちのいい環境を守っていけるような、そういう形でいければいいと思います。

本当にありがとうございました。以上でございます。

○高橋委員

大変お世話になりました。ありがとうございました。

私はこの七、八年、中山間地の人口減少に伴う学校教育の問題をずっと追いかけてきていました。当初は1つの方策として小中一貫教育の問題。小中一貫教育を追いかけていくと、本来この小中一貫教育はそういう趣旨のものではないわけですがけれども、人口減少下の小規模化する学校の存続策として真剣に取り組んでいる自治体がたくさんあるということを知りました。

そういった中で、数年前からは学校の統廃合の問題に取り組みました。学校の統廃合でもいろいろ揉めることもあるわけですがけれども、見事にうまくぐり抜けていい状態に統廃合されたという例もたくさんあります。そういった成功事例で共通して一番大事にしていることは、地域住民、保護者と徹底して協議する、そういう話し合いの場を、形式的なものではなく、きちんと実のあるものとして整備していることです。

例えば佐賀県の多久市の事例なんか私も本にちょっと書いたのですがけれども、市長がもう学校統廃合について100回以上市民との会合に接して話をしている。

こうした市長の姿勢だとか市教委のそういった地域住民、保護者に対する姿勢というの

は決して忘れてはならないことではないかというふうに、私は根本的な考え方として持っているものですから、学校と地域の連携協働については、いじめ防止あるいはいじめ問題を解決するための極めて重要な政策だということで、繰り返しくどく申し上げた次第でございます。お許しいただきたいと思えます。

と同時に、今申しましたように中山間地、財政的にも厳しい、あるいは職員も、特に町村に行きますと教育委員会にプロパーの職員というのはほとんどいません。例えば3月まで農業委員会にいた人が教育委員会に来て学校教育をやるという町村が全国的に大半でございます。そういった中で、このいじめ問題のこういった委員会にかかわらせていただいて、改めてこの仙台市、100万を超えるビッグな自治体の力量と、それから財政的に、中にある方は金がない、金がないとおっしゃっているかもしれないけれども、実際やっていることを見ると他の多くの自治体からすると指をくわえる感じではないかなということも多くやっていることを知りました。

とりわけ、庄司委員さんとういった形でご一緒させていただき、私は実にいろいろなこと教えていただき勉強になったと思っておりますけれども、このスクールロイヤーの制度も10月19日でしたか、読売新聞が全国の状況を報道しておりましたけれども、弁護士さんをスタッフに加えていじめ対策をやっている自治体というのは、弁護士会の報告によると15自治体ぐらいしかないのだと。そのうち5自治体ぐらいはことしから始まった文科省の委託研究事業でやっているものだということです。

仙台市のこうした先進的な取り組みは市民に積極的にアピールすべきものではないかなというふうに強く感じました。いいことをやっているならいいことをやっている、ぜひ積極的にはばかることなく私はアピールしてほしいなど。その上で、なおこういう問題が起きるのだ、ということセットで市民の理解を求める努力が一層必要ではないかということ2年間で強く感じた次第でございます。

いずれにしろいろいろな意味で大変大きな糧となる、そういったものを得た会議であり、本当に皆さんに感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

○木村会長

3点申し上げます。

1点目は、会長を仰せつかってこの会議を進めるに当たって大事にしてきたことが3つあります。1つは、仙台市で連続して中学生の自死事案が起きるということを重く受けとめて会議を進めなければならないということ。2つ目は、それぞれの専門家の委員さん方

の意見を大事にすると同時に、学校現場の実態をよく踏まえるということ。3つ目は、いじめは学校で起きやすいのですが、学校だけの問題ではない。それは家庭であったり、地域であったり、あるいは市全体であったり、そういうふうな背景があるのだと。この3つを大事にしながらか進めてきたつもりであります。

ただ、私の進行のまずさから議論が十分に尽くせなかったり、あるいは時間をオーバーして大変迷惑をかけたことともございました。私もこの会議で多くの気づきをいただきました。感謝を申し上げます。

2点目です。2点目は、この会議を持つに当たって事務局とのやりとりを何度かさせていただきました。本当に仙台市で起きたいじめを重く受けとめて事務局は真摯に誠意を持って対応していただいたなど。私の舌足らずの部分も補完していただいたり、本当に感謝を申し上げます。

それから、きょうも子供未来局長さん、副教育長さん初め、幹部の方々がほとんど欠席することなくこの会議に出られているというのは、仙台市自身がこのいじめの連続した事案を本当に受けとめて、何とか仙台市からそういうふうなものを二度と出さないという決意のあらわれであると思っております。

最後に、私の思いは、私ももともと中学校の教員でして、いじめで不登校になった子どもを救うことができなかったという私自身の苦い経験があります。それで、「おわりに」にこの3行に書いたのはその思いも込めて書いたつもりですが、「子どもたちには未来をつくる大きな夢や希望と可能性があります。どの子ども陰湿ないじめによって暗い毎日を送ることがなく、誰もが明るい笑顔で生活ができるよう、仙台市が市民と一丸となって取り組んでいくことを切に願っています。」私の切なる願いです。

どの子どもも大事にするような教育が子どもを育てる根幹だと思っておりますので、今回の会議を通じて私自身も大きな勉強をさせていただきました。委員の皆様初め、事務局の皆様心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○事務局

ありがとうございます。

続きまして、事務局を代表いたしまして子供未来局長よりご挨拶を申し上げます。

○子供未来局長

子供未来局長の岡崎でございます。最終回となる会議の閉会に当たりまして、本来であれば市長から皆様に直接お礼を申し上げるところでございますが、事務局を代表いたしま

して私から一言お礼の言葉を申し上げます。

委員の皆様にはご多用の中、昨年10月の第1回会議以降、1年以上12回にわたって会議に出席いただきまして、いじめや体罰等の防止に関してこれまでの施策の検証と今後の施策の在り方についてご議論いただきましたことに心から感謝を申し上げます。

この会議のご提言を今月中にも市長宛てにいただけるとのことでございますが、皆様の専門的な知見やご経験からの熱心なご議論によりまして、学校や教育委員会に関する項目にとどまらず、専門機関との連携や地域のかかわりなど、幅広く、まさに社会全体で子どもたちをいじめから守っていくための重要なご指摘をお示しいただいたものと考えてございます。

私どもといたしましては、このご提言はもちろん、これまでの会議における皆様からのご意見の一つ一つをしっかりと受けとめて効果的な施策の展開につなげ、子どもたちが安心して学び、健やかに育つことができるよう、全市一丸となって対策をさらに強化してまいりたいと存じます。

多大なるご尽力に改めて感謝を申し上げ、私からのお礼の言葉といたします。長期間にわたり誠にありがとうございました。

3 閉 会

○事務局

本日の予定はこれで終了でございます。

以上をもちまして第12回の会議を終了といたします。本日も誠にありがとうございました。